

日本史研究会編集

日本史研究

小特集 在外日本史料の形成と保存・公開

小特集にあたって 編集委員会(1)

研究ノート
ライデン大学図書館の近世以前日本書籍コレクション
1830~1970 奥田倫子(3)
大韓民国国史編纂委員会所蔵「對馬島宗家文書」の形成
古川祐貴(22)

研究ノート
山科東荘の沢殿(後白河院山科殿)と山科御影堂 細川涼一(44)

書評
矢越葉子著『日本古代の文書行政
—正倉院文書の形成と復原—』 山上憲太郎(63)
梅村喬著『尾張国郡司百姓等解文の時代』 柳田甫(69)
横田冬彦著『日本近世書物文化史の研究』 上野大輔(77)

時評
「旧海軍大社基地遺跡群」(鳥根県出雲市)
保存運動の推移と到達点 板垣貴志(85)
若槻真治

部会・委員会ニュース

711

2021.11

時評

「旧海軍大社基地遺跡群」(鳥根県出雲市)保存運動の推移と到達点

板垣貴志
若槻真治

はじめに

「旧海軍大社基地遺跡群」は、一九四五年三月から六月にかけて地元住民・国民学校の学童までも動員し、本土決戦に備えて斐伊川支流の新川廃川跡に急造された海軍航空基地である。私たち(鳥根史学会/鳥根考古学会/戦後史会議・松江の三団体)は、アジア・太平洋戦争末期に海軍航空基地として建設された、大社基地およびその関連施設の学術調査・文化財指定と保存・整備・活用を鳥根県と出雲市に要望している。その要望事項の第一項は、「大社基地遺跡群の総合的な学術調査を行うこと」とし、遺跡の価値付けを第一義的な目的とした保存運動を展開している。

「大社基地遺跡群」については、戦争遺跡保存全国ネットワーク共同代表十菱俊武・出原恵三両氏による見解(大

社基地遺跡群「主滑走路跡」の保存について(二〇二二年四月九日)が表明され、文化財保存全国協議会(四月二〇日)・日本考古学協会(四月二三日)とも要望書を文化庁長官、鳥根県知事・教育長、出雲市長・教育長に(文全教は県会議長にも)提出している。また、私たち三団体の鳥根県・出雲市に対する要望書に対しては、文献史学の七学会から「賛同署名」を寄せていただいた。¹⁾

「大社基地遺跡群」の概要やこれまでの保存に向けた活動に関しては、すでに竹永三男氏と板垣貴志による論考がある(ので参照されたい)。本時評では、内容の重複を避けて、その後の推移に絞って述べていきたい。また、本誌七〇七号(二〇二二年七月)に掲載された要望書には、賛同の意を表明いただきながらも、「当時、西日本最大の爆撃・雷撃の拠点でした」という表現について、より正確を期すべきではないか」という重要なご意見が付されている。日本史研究会からのご意見については、私たち三団体も真摯に受け止め検討を重ねてきた。その現在の到達点についても紹介したい。

一 出雲市・鳥根県からの回答とそれに対する見解

八月末になって、提出した要望書への回答があった(郵送配達/出雲市八月二十七日、鳥根県八月二十六日)。それを

受けて三団体は、九月六日に記者会見の場を設け見解を表明している。

【I】出雲市からの回答について

出雲市の回答内容は、(一)「滑走路跡」の調査の実施、(二)「大社基地関連施設群」の調査の内容・方法と実施に際しての連携、(三)「滑走路跡の一部」の保存活用 の三点から成る。

この中で、実施するとしているのは、(一)の「滑走路跡の正確な記録をとるための調査」であり、(二)は「計画」、(三)は「検討」としている。出雲市の回答は、調査について、①調査対象を「滑走路跡」「関係施設群」と広汎に設定し、②調査方法として、実地調査・文献調査・聞き取り調査と必要かつ可能な手段を明記し、③調査期間を、今年度の実地調査と今後の計画的な調査として年次計画を想定している。これらのことは、「大社基地遺跡群」の「総合的な学術調査」を求めた私たち三団体の要望に応えようとしたものと評価できる。

また、出雲市の回答では、「戦争の記憶を後世に伝える」、「歴史学習を行うための場所として残し、活用する」とし、「大社基地遺跡群」に対する地元斐川町地域の方々や、遺跡群を歴史学習・平和教育の場として活用してきた

教育関係者の方々の意向に応えようとするもので意義がある。

以上のことから、私たち三団体は、出雲市から要請があれば、「大社基地遺跡群」の調査(実地調査・文献調査・聞き取り調査)に協力すること、その調査によって、遺跡群の「文化財」としての意義が明確になるよう努めることを表明した。そのような評価を前提とした上で、次の意見を述べている。

「文化財」が開発に直面した場合、調査の実施↓結果の検討・評価↓保存(または記録保存の後に開発)という手順で対応されることが文化財行政の常道であり、「大社基地遺跡群」についても当然そうであると考えている。しかし、出雲市の今回の回答では、調査前であるにもかかわらず、「滑走路跡の一部」を「残し、活用すること」という一部保存・活用の方針が表明されている。「調査の実施↓結果の検討・評価」がなされていないにも拘わらず、なぜ一部保存・活用という結論が出せるのか、また、保存がなぜ一部なのか、さらに、その「一部」はどのようにして選別・決定されるのか。回答では、こうした疑問に答える理由は示されていない。

出雲市の回答では、「滑走路跡の正確な記録を取るための調査」を今年度行うとする一方、「文献調査、聞き取り

調査等」は「今後計画的に行う」としている。しかし、「正確な記録を取るための調査」の内容とその方法は示されていない。「主滑走路」の建設に関する文献資料は、私たちがこれまでも繰り返し紹介してきたように豊富に残されている。また「主滑走路」の建設に動員された国民学校児童を含む広汎な地域の人々や「大社基地」に勤務した人に対する聞き取り調査は今でも可能であり、それらの方々の年齢を考慮すると聞き取り調査は急を要するものでもあり得る。

出雲市文化財保護審議会(五月二十四日)では「学術調査」の実施を求める意見が出され、島根県文化財保護審議会(八月五日)でも「有識者による検討の場」を設けてほしいという要望が出されている。調査の実施に際しては、専門的知見に基づいて検討する第三者を含めた調査指導会等の組織が必要である。

また重要な点として、出雲市の回答には、「滑走路跡」「大社基地関連施設群」を「遺跡」「戦争遺跡」「文化財」と位置づける文言や、現時点での知見によって確認できる歴史的意義・価値(あるいはそれらの可能性)に関する文言は全くない。「歴史観(戦争観)」の違いはあっても、「戦争遺跡」を文化財と位置付けることによって、その意義が共有され、また歴史学習・平和教育の場とすることが可能に

なる。「大社基地遺跡群」を「文化財」と位置づけない、あるいはそれを曖昧にしたままで歴史学習・平和教育の場とすることには疑問を感じざるを得ない。

記者会見で表明した、出雲市に対する三団体の要望は左記の通りである。

- ①「滑走路跡」を一部でも残すとされたことを評価しますが、「残す範囲」は調査結果に基づいて判断することを望みます。
- ②調査の対象と方法を幅広い分野の専門的知見に基づいて検討する「第三者を含めた調査指導会」等を組織することを望みます。
- ③調査進行の一定の段階での現地説明会・講演会等の開催や「広報いずも」での紹介などにより、調査で得られた知見を随時市民に知らせていただくこと、「調査報告書」を刊行することを望みます。また、「調査」の進め方を含めて、出雲市と懇談等を行うことを希望しています。

【II】島根県からの回答について

島根県の回答内容は、(一)文化財に対する事前調査の実施主体は市町村(出雲市)であるため、県(島根県)、が主体

となる調査は実施する予定はないこと、(二)出雲市が行う調査には、出雲市の要請に応じて「技術的な支援」を考えていること、(三)大社基地施設群を県史跡に指定し保存する考えはないこと、(四)保存計画の策定は、史跡指定と保存が前提になること、の四点から成る。

「大社基地遺跡群」の調査主体が、第一義的には遺跡群が所在する出雲市であることは県の回答の通りであるが、左記で紹介する教育長答弁(当時)にもあるように、県では「戦争遺跡」を「郷土の貴重な遺産」とであると認め、「大社基地遺跡群」も「鳥根県の近代化遺産」に収録されたように、「県が把握している」ことも明らかにされている。したがって、「大社基地遺跡群」のように鳥根県における最大規模の戦争遺跡で、「滑走路跡」を備える稀有の戦争遺跡については、出雲市が行う調査についても、鳥根県が積極的な役割を果たすことが重要であると考える。調査を始める前に、「県指定史跡」として指定、保存する考えはありません」と回答することは、出雲市の回答に対する見解と同様に文化財行政の手順を踏まないものである。

鳥根県教育委員会の教育長(当時)は、本年三月二日の鳥根県議会本会議における答弁(質問は角智子議員)において、次のように言明している。

次に、戦争遺跡の保存につながる調査研究について

とし、「郷土の貴重な遺産」であり、それを「県が把握している」してはいたことは明確である。この答弁から五か月半も経った八月二五日付の回答では、「第二次世界大戦期における戦争遺跡の価値判断基準が明確に定まっていなかったことを勘案し」たことを、「県指定史跡」として指定、保存する考え」がないこと理由に挙げるのではなく、この間の教育委員会の検討結果に基づく見解を示すべきである。

記者会見で表明した、鳥根県に対する三団体の要望は左記の通りである。

①本年三月二日の鳥根県議会本会議における教育長(当時)の答弁によれば、教育長が、「大社基地遺跡群」を「戦争遺跡」であり、「郷土の貴重な遺産」であり、それを「県が把握している」としてはいたことは明確です。

②同じ本会議における答弁で、「今後、県教育委員会といたしましては、戦争遺跡の調査を先進的に進めている他県の事例も参考としながら、遺跡の重要性の判断基準や取り扱う範囲などを検討していきたいと考えております。」と言明しておられます。

③今回の回答で「第二次世界大戦期における戦争遺跡の価値判断基準が明確に定まっていなかったこと」を

であります。戦争遺跡という用語は法律などに明確な規定はございませんが、現在に生きている私たちに戦争の惨禍を伝える郷土の貴重な遺産であります。戦争遺跡に関しては軍事機密であったことなどの理由により記録がほとんど残っていないため、所在や実態がわからなくなっているものも多くあります。現在県が把握しているものとしては、県内各地で古くから知られている遺跡のほか、平成一二年から実施した「近代化遺産」の調査の中で判明した遺跡、また開発行為にともない発掘調査を行った遺跡などがございます。古くから知られている戦争遺跡の中には、浜田高校敷地内等に所在する旧歩兵二連隊雨覆練兵場二棟などのように国の登録有形文化財となり、郷土の歴史学習に活用されている例もあります。また近代化遺産の調査や発掘調査を行った戦争遺跡につきましては、その歴史や規模・構造などを報告書にまとめ公表しているところでもあります。(中略)今後、県教育委員会といたしましては、戦争遺跡の調査を先進的に進めている他県の事例も参考としながら、遺跡の重要性の判断基準や取り扱う範囲などを検討していきたいと考えております。(以下略)

この答弁によれば、「大社基地遺跡群」を「戦争遺跡」

「県史跡に指定し保存する考えはない」こと理由とするのであれば、「大社基地遺跡群」の意義について、この間の教育委員会の検討結果に基づく見解を示すべきであると考えます。

いま「大社基地遺跡群」保存運動が直面している現状の課題は、たんに鳥根県だけの問題にとどまるものではない。私たち三団体の関係者間では、そのような認識を共有しつつある。

文化庁は、近代の遺跡について、平成一〇年(一九九八)九月二九日付の庁保第七五号「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について(通知)」(文化庁次長)で、「埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則」について「近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができ」としている。また、平成二五年(二〇一三)一月二五日付事務連絡「近代遺跡の保護に関する取り組みについて(周知)」(文化庁文化財部記念物課)では、「その他のものと同様、近代遺跡の指定や登録に向けては、調査研究を進めていただくことが適切です」とし、これを都道府県教育委員会文化財行政主管課が市町村に周知するよう依頼している。

「地域において特に重要な」近代遺跡の認定方法をめぐ

つては、現状の課題に制度が追いついていないと感じている。

二 旧海軍航空基地・大社基地遺跡群の評価に関する到達点

次に、私たち三団体が検討を重ねてきた遺跡群の評価に関する到達点を紹介したい。本節の文章は、若槻貞治(戦後史会議・松江世話人代表)が素案を執筆し、三団体の関係者の検討を経たうえで成稿したものである。

大社基地遺跡群は、第二次世界大戦の末期に旧日本海軍が建設した航空基地遺跡群である。

満州事変、日中戦争と中国大陸で戦争を続けていた日本は、一九四一年二月、マレーシアのコタバルに上陸(対英)、その一時間後には真珠湾を攻撃し(対米)、第二次世界大戦に突入した。

緒戦では優勢に戦争を進めた日本軍だったが、一九四二年六月のミッドウェー海戦以降戦況は悪化し、一九四四年七月にサイパン島などがアメリカ軍に占領されると本土爆撃も本格化する。また一九四五年三月以降は、沖縄戦に参加するために日本軍航空部隊が集結していた九州各地の航空基地が繰り返し空襲を受ける。このように戦況が悪化し、既存の航空基地が壊滅していく中で、本土決戦を目前

に控えて航空部隊を再編成する必要に迫られ、空襲が比較的小さいと想定された現在の島根県出雲市斐川町内に新設された航空基地が大社基地であった。

建設場所選ばれたのは、すでに廃川となっていた「新川」の河川敷を中心とする一帯であった。「新川」は、天井川で頻繁に洪水災害を起こしていた斐伊川の水を去道湖に流すため、松江藩が天保二年(一八三一)に開削した放水路だった。しかし「新川」自身も天井川となつて周辺に洪水災害が及ぶようになり、斐伊川の取水口を止めて一九三九年に廃川となった。そのためここには、人工的に開削された最高幅一三五間(約二四五m)で直線的に連なる平坦な土地が残されていた。この平坦地を滑走路用地として容易に確保できたことと、複雑に谷が入り組む周辺の地形が、本土決戦を見据えたこの段階での基地には適していたと考えられたのであろう。

旧海軍はここに「第一新川基地」と「第二新川基地」の二つの航空基地を建設した(同年六月後半以降、基地の名称はそれぞれ「大社基地」「直江基地」に変更され、滑走路は、大社基地に「主滑走路」、直江基地に「応急離陸場」が建設された。大社基地の「主滑走路」の建設工事は、一九四五年三月から六月にかけて、舞鶴鎮守府から派遣された第三三八設営隊、鳥取県米子市にあった海軍航空

基地・美保基地の予科練習生、及び地元の国民学校学童まで動員して突貫工事で行われた。六月八日には「竣工式」が行われたが、実際の運用は五月中には始まっている。一方で「直江基地」には、「牧場計画」といわれる練習機を用いた特攻のための「応急離陸場」が建設されたが、実用化には至らなかった。

「主滑走路」の規模は、全体が幅二二〇m、長さ一七〇〇mで、このうち幅六〇m、長さ一五〇〇mがコンクリート舗装され、コンクリート舗装の両側には各三〇mの幅で碎石を敷いた緩衝帯が設けられていた。滑走路の基礎は、動員された学童が草の根を抜いた川原に、現在の岡山県新見市石盤で採掘した碎石や米子市日野川で採取した栗石などの石材を敷き詰め、それを転圧して造成された。ここに五m×一〇mの型枠一八〇〇枚を設け、厚さ約一〇cmのコンクリートを打設する型枠工法で路盤を作ったのである。また、石材を運び込むために、近隣の一畑電気鉄道からレールを取り外し、山陰本線の直江駅周辺から滑走路まで引き込み線も作られた。

このコンクリート舗装の「主滑走路」のうち、幅約六〇m、長さ約六〇〇m以上が現存している。当時の陸海軍は全国に約二五〇カ所の航空基地を建設したと言われているが、実戦で用いられたコンクリート滑走路を大社基地と同

程度の規模で残すのは、ほかには兵庫県加西市の姫路基地(鷗野飛行場)のみと言ってもよい。例えば日本海側の航空基地としては石川県小松基地、京都府峰山基地、鳥取県美保基地が知られているが、小松基地や美保基地の滑走路は戦後の空港建設時に改変され、峰山基地の滑走路は開発によってほとんど消滅した。このように航空基地の滑走路は、戦後の経済成長の中で住宅地等になるか、あるいは民間空港や航空自衛隊基地などに姿を変えているのが現状であり、現在でも滑走路として使われているものも、現代の旅客機やジェット機に適した、航空法の安全基準を満たした滑走路路盤に改修されている。

大社基地の「主滑走路」は、空襲を避けるために一時的に航空機を飛来させる退避用、九州や太平洋沿岸の制空権を奪われる中で夜間攻撃などの訓練を行うための訓練用、あるいは偵察用としても使われたが、六月末には第七六二海軍航空隊司令部と攻撃第五〇一飛行隊が宮崎航空基地から移駐した。この部隊は、日本海軍の主力重爆撃機「銀河」約四〇機を再結集して編成した部隊で、この段階では西日本最大級の爆撃機部隊であり、大社基地も日本有数の爆撃機基地となった。そして配備された「銀河」は「主滑走路」を使って実戦に出撃した。姫路基地(鷗野飛行場)は姫路空襲が激化する五月に閉隊することから、大社基地の

「主滑走路」は、現存するものとしては、第二次世界大戦の最後に使われた滑走路である。

「主滑走路」の周辺には、自然地形を利用し、谷ごとに大社基地に関連する施設が置かれ、その遺構は現在でも残されている。後谷には第七六二海軍航空隊司令官が本部を置いた民家が現存し、その周辺には「通信壕」と呼ばれる地下壕など三基(四口)が残る。和西谷にはコンクリート製の入り口を持つ地下壕の「魚雷庫」五基(七口)が残り、奥行が三〇mに及ぶものもある。そのほか寺谷には「爆弾庫」(鷲谷には「燃料庫」などの地下壕が作られ、現在でも複数残存するほか、仏教山の山麓には、「庁舎」「工業所」「倉庫」などを配置するために建設されていたと思われる未完成の地下壕が相当数残されている。

また「銀河」を格納するために掩体が二〇数方所建設された。掩体はいずれも山の斜面のくぼみや小さな谷を加工して作られており、幅二〇m、全長一五mの「銀河」をそれぞれ一機から数機格納し、上部は竹や枝木をかぶせて機体を隠匿した。この掩体は、戦後宅地になったところもあるが、現在でも一部が残されている。この掩体と「主滑走路」は、一部を厚板が貼られた幅二五mの「誘導路」で結ばれ、「銀河」を移動させる時に使われた。「誘導路」も圃場整備や工場建設によって消滅した部分はあるとはいえ、

と期待される。

このように大社基地遺跡群は、

①「飛行機の戦争」であった第二次世界大戦を象徴する「主滑走路」が大規模に残り、施設の遺構全体も良好に残された国内でも希少な航空基地遺跡群である。

②既存の河川敷を活用して滑走路を急速に建設したこと、「誘導路」がいわゆる「タコの足式」であったこと、関連施設を自然地形を活かして広範囲に分散配置し、しかも多くの地下壕や偽装隠ぺいする掩体を作成するなど、空襲を警戒しつつ本土決戦を実行しようとしていた、戦争最末期の特色を明確に示す航空基地遺跡群である。

③基地と周辺住民との関係や、基地が周辺住民に与えた影響など、戦時体制の具体的な在り方を知ることができる貴重な貴重な航空基地遺跡群である。

以上のように大社基地遺跡群は、山陰地域にとどまらず、日本の近代の歴史を理解する上で欠くことのできない遺跡であり、第二次世界大戦末期の歴史を知る上でも学術的価値の高い遺跡と言える。

また、大社基地遺跡群が敗戦の年に突貫工事で建設されて実戦で使われ、そして敗戦を迎えたあわただしい歴史に

かつての路線をたどることは可能である。また、このほか五カ所の谷には計二五棟の兵舎が建てられたが、その跡地には現在でも一部に平坦面が残されている。高角砲や対空機銃の陣地も七カ所以上あり、一部は発掘調査も行われている。さらに、基地建設部隊であった第三三八設営隊が本部兼宿舎とした旧出西国民学校も、戦後に改修されているが木造校舎建築物として現存する。また遺構としては残されていないが、「主滑走路」の周辺には人間爆弾「桜花」を格納するための施設があり、敗戦時には約五〇機が置かれていた。

一方、国立公文書館アジア歴史資料センターの公開資料内には、第三三八設営隊の戦時日誌など、大社基地遺跡群に関する文献資料が豊富に残されている。これらの文献資料によって、第二次世界大戦末期の日本の軍事体制や海軍航空基地の歴史、大社基地の歴史は一層明らかになると考えられる。またこの地域は、設営隊員や予科練生をはじめ、航空部隊などの数千人の大部隊が突如駐屯し始めた山陰の農村地域であり、学童などが動員されたほか、住民も、労務奉仕や住居・食料の提供など、物心両面にわたって大社基地を支えた。したがって当時を記憶している周辺住民の方も少なくない。今後住民を対象とした聞き取り調査が進むことで、基地の全体像はより具体的に復元できる

は、東アジアの人々をはじめとして、国内外に莫大な被害や損害をもたらしたこの戦争の結末が集約されている。歴史や記憶を将来の平和学習に活かし、それらを広く世界の人々と共有するためにも、有意義な活用策が期待できる遺跡なのである。

おわりに

今年発刊された蘭信三・小倉康嗣・今野日出晴編「なぜ戦争体験を継承するのか―ポスト体験時代の歴史実践」(みずき書林、二〇二二年)では、確実に体験者のいなくなる時代を迎えつつあるなかで、「生存者による肉声の語り」から、「戦争を想起させる場」を自覚的に作っていく重要性が説かれている。今後あるべき継承とは単なる伝達ではなく、非体験者による具体的な経験と対話ができる「場」が必要とされる。《語りの共有》から《場の共有》。当然ながら「場」には、その地域が深く結びついている。島根県内というローカル性が今後の継承には有効な強みとなっていくであろう。非体験者による戦争想起の具体的な「場」として、「旧海軍大社基地遺跡群」のような県内のローカルな戦争遺跡の保存が求められるゆえんである。

また、体験者が残した貴重な記録類を非体験者が読み解く「場」も同じである。板垣貴志は、二〇一八年より有志

JOURNAL OF JAPANESE HISTORY

NIHONSHI KENKYU

No. 711

Nov. 2021

Special Issue—Short Edition: Forming, Preserving, and Publicizing Overseas Japanese Historical Materials

- For the Special IssueEditors (1)
- Notes:
- Premodern Japanese Book Collection (1830-1970) at Leiden University LibraryOKUDA Tomoko (3)
- Formation of the "Tsushima Island Sō Clan Documents" Owned by National Institute of Korean History Compilation CommitteeFURUKAWA Yūki (22)

Note:

- Sawa Palace (Retired Monarch Go-Shirakawa's Yamashina Palace) in the Yamashina Higashi Estate and Its Buddhist Hall Enshrining His Image.HOSOKAWA Ryōichi (44)

Book Reviews:

- YAGOSHI Yoko, *Document-based Administration in Classical Japan: Formation and Restoration of the Shōsōin Archives*YAMAGAMI Kentarō (63)
- UMEMURA Takashi, *The Period of "Owarinokuni Gunji Hyakuseira Gebumi" (the Petition by Owari Province District Chieftain and Its Commoners)*YANAGITA Hajime (69)
- YOKOTA Fuyuhiko, *Historiographical Research on Cultural History of Early Modern Japanese Books*UENO Daisuke (77)

Current Problem:

- Transition and Achievement of the Preservation Movement of the Former Naval Base Sites, TaishaITAGAKI Takashi (85)
WAKATSUKI Shinji

Regular Meetings & Other Activities

Published
by
The Japanese Society for Historical Studies
Nihonshi Kenkyukai
Kyoto, Japan

と呼びかけ、市民や学生たちと島根県内の戦争体験記録類を網羅的に収集し、データベース化する事業を進めている。求められるのは、戦争体験のローカル性を自覚的に残していく試みである。戦争という手段が、民衆に惨禍をもたらす存在であることを後世に伝える手法として、今まさに県内のローカルな戦争遺跡と記録が必要とされている。日本史研究会の会員の皆さんには、引き続きご支援をお願いする次第である。

(2021年9月26日脱稿)

(1) 歴史学研究会(五月二十四日・会誌『歴史学研究』)、石見郷土研究懇話会(五月十四日・会誌『郷土石見』)、日本史研究会(五月十五日・会誌『日本史研究』)、広島史学研究会(五月十七日・会誌『史学研究』)、歴史科学協議会(五月十八日・会誌『歴史評論』)、芸備地方史研究会(五月二十一日・会誌『芸備地方史研究』)、大阪歴史科学協議会(五月二十三日・会誌『歴史科学』)。

(2) 竹永三男「旧海軍大社基地遺跡群」の概要・意義と調査実施・保存に向けた取り組みの現状と課題」(『歴史科学』二四六、二〇二一年八月)、同「旧海軍大社基地遺跡群」(島根県出雲市の調査の実施と保存に向けた取り組み)、『歴史学研究月報』七四一、二〇二一年九月)、板垣貴志「旧海軍大社基地遺跡群」(島根県出雲市)の保存に

向けて」(『歴史評論』八六七、二〇二一年九月)。

(3) 「山陰中央新報」(二〇二一年五月二十五日付)。

(4) 「山陰中央新報」(二〇二一年八月六日付)。

(5) 「島根県議会の中継」(令和三年二月定例会令和三年三月一日(火曜日)本会議一般質問https://shimane-pref-stem.its.co.jp/?rj=play_vod&inquiry_id=871。答弁の翻刻は、竹永三男氏による)。

(6) 板垣貴志「歴史資料保存運動の観点からみた戦争記録の現在地―島根県内の戦争・統後体験記録収集事業の経緯―」(『昭和のくらし研究』一九、二〇二一年)。

〔付記〕本時評は、「はじめに」、「一 出雲市・島根県からの回答とそれに対する見解」、「おわりに」を板垣が、「二 旧海軍航空基地・大社基地遺跡群の評価に関する到達点」を若槻が執筆しているが、全体を通して、三団体の関係者による内容検討がなされている。なお、第二節の遺跡群の評価に関する文章には、根拠史料や参考文献を記した補注があるが、紙幅を大幅に超過するため本時評では割愛した。近日中午に、補注付きの全文を公開する予定である。

(島根県松江市西川津町一〇六〇 島根大学法文学部)